

# 墨田区消費者ニュース

平成28年2月発行 第111号

すみだ

すみだ

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係  
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

## 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン



若者トラブル  
110番

悪質商法!? 困ったときには  
すぐ相談! 頼りになるカモ!

【特別相談実施日:3月14日(月)、15日(火)】

すみだ消費者センターTEL5608-1773

## ～若者のくらしに潜む悪質商法～

### キャッチセールス

駅前や繁華街の路上で「無料体験」「アンケート調査」「モデルに興味ない?」などと呼び止めて、販売の目的を告げずに事務所などへ連れて行き、ウマイ話を出して高額な契約を結ばせる商法。

### アポイントメント セールス

販売の目的を告げずに、喫茶店や営業所に呼び出して、「あなただけ特別!!」「安くするから!」などと勧誘し、高額な契約を結ばせる商法。最近では悪質事業者がSNSを悪用して接近し、高額な契約を迫る手口も増えてきています。

### マルチ商法、 マルチまがい商法

友人や知人に「必ずもうかる」などと誘われて商品等の販売組織に入会した人が、さらに別の人を加入させるとお金がもらえる仕組みの商法。中には、先に商品の契約をさせ、別の人を加入させると紹介料がもらえると後から勧誘するマルチまがい商法も増えています。また、無理やり消費者金融やクレジット契約を組ませる手口が増えています。

### 架空・不当請求 (ワンクリック請求)

アダルトサイトの中には、ワンクリック請求と言われる不当な請求をするサイトがあります。利用料金や利用規約を明示せず、利用者が「次へ」などを安易にクリックすると「契約完了」「料金請求」などと表示され、高額な利用料金が請求されます。また、身に覚えのない「連絡がなければ法的措置を取ります」「最終通告」などと書かれたメールやはがきが届いて、連絡させようとする架空請求もあります。

「絶対もうかる」「格安」など、ウマイ話を安易に信用しない!



## 消費者センター相談窓口から



# 家庭教師派遣の契約をしたら、高額な教材も必要と言われた。クーリング・オフしたい！

### 【相談事例】

スーパーに置いてあった家庭教師派遣のチラシを見て、中学1年生の子供の家庭教師の無料体験を申し込んだ。昨日、無料体験を受けた後、子供がやりたいと言ったので、来月から中学3年2月分までの家庭教師の契約をした。

家庭教師は英語・数学の2教科で1回60分・2,000円と安価だが、入会金・21,600円、管理費・月5,500円かかる。さらに、「家庭教師で教えるためには教材が必要になる。英語・数学の中学1年から3年までの教材で24万円かかる。教科書に合った内容だ。」と言われ、教材の契約もしてしまった。

安価で家庭教師が受けられると思ったが、冷静に考えると高額な契約になったのでクーリング・オフをしたい。

### 【アドバイス】

家庭教師の契約は、特定商取引法で「特定継続的役務提供取引」として規制されており、契約書を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフができます。また、この事例のように、「家庭教師の契約に必要」などと言われ、家庭教師と併せて契約をした教材も、関連商品としてクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間経過後も、中途解約することができ、違約金には上限が定められています。

無料体験時は、質の高い家庭教師が派遣されることが多く、子供がやる気を示すと、高額な教材契約までしてしまいがちです。家庭教師の契約では、家庭教師とセットで多量・高額な教材を契約させられるトラブルが多発しています。一度に多量・高額な教材を契約するのは避けましょう。

この事例では、クーリング・オフ手続きをとり、家庭教師・教材とも無条件解約ができました。

## すみだ消費者センター相談室



まずは電話でご相談ください  
**5608-1773**

相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

